

利用者負担の軽減

●高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)

介護保険サービス(総合事業のサービスを含む)にかかった費用の1割、2割または3割は利用者負担ですが、その利用者負担が一定の上限金額を超えた場合については、お住まいの区役所の介護保険担当で申請することにより、**高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)**として支給されます。

なお、区役所の介護保険担当に一度申請していただくと次回からは手続きを行わなくても、1か月に一定の上限金額を超えた利用者負担がある月においては、自動的に計算し支給されます。

ただし、月の途中で市外へ転居された場合は、転居前と転居後それぞれの市町村で利用されていた利用者負担額で判定を行うので、支給が行われないことがあります。

■高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)の利用者負担段階と利用者負担上限額(1か月あたり)

利用者負担段階区分		上限額(月額)
市町村民税課税世帯(※1)	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の者がいる場合	140,100円(世帯)(※4)
	課税所得380万円(年収約770万円)以上～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の者がいる場合	93,000円(世帯)(※4)
	課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)(※4)
【市町村民税非課税世帯】		24,600円(世帯)(※4)
●前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額(※2)の合計が80.9万円(※3)以下の場合		24,600円(世帯)(※4)
●高齢福祉年金受給者の場合		15,000円(個人)(※5)
生活保護受給中の場合		15,000円(個人)(※5)

※1:同一世帯のすべての65歳以上の方の課税総所得で判定を行います。

※2:合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額です。

※3:令和8年8月から82.65万円に改定されます。

※4:介護保険サービスを利用した全世帯員の利用者負担額の合計の上限額です。

※5:介護保険サービスを利用した本人の利用者負担額の上限額です。

●高額医療合算介護(介護予防)サービス費(相当事業費)

各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内の、**1年間の介護保険(総合事業を含む)と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計**が一定の上限金額を超えた場合については、申請することで**高額医療合算介護(介護予防)サービス費(相当事業費)**(医療保険では**高額介護合算療養費**といいます。)が支給されます。

■高額医療合算介護(介護予防)サービス費(相当事業費)の世帯負担段階と世帯負担上限額(毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間)

所得区分	70歳未満の人がいる世帯 限度額	70歳以上の人がいる世帯 限度額
課税所得690万円以上(年収約1,160万円～)	212万円	212万円
課税所得380万円以上(年収約770万円～約1,160万円)	141万円	141万円
課税所得145万円以上(年収約370万円～約770万円)	67万円	67万円
課税所得145万円未満(年収約156万円～約370万円)	60万円	56万円
市町村民税非課税	34万円	31万円
市町村民税非課税(所得が一定以下)		19万円

※区分及び申請については、各医療保険等により異なりますのでご加入の医療保険へお問い合わせください。

●医療保険と介護保険の両方に利用者負担がある世帯が対象です。